

安全



安心

JAL不当解雇撤回ニュース

No341号 2013.12.22
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekai.co>

今が山場、みんなの力で勝利を！ JAL中部共闘(東京)第2回総会

12月17日 JAL 不当解雇闘争を支援東京中部共闘(略称: JAL 中部共闘)の第2回総会が、千代田区の万世橋区民館にて開催されました。総会では、結成から1年半に及ぶ活動の経過、及び弁護団の報告を受けて、解雇撤回闘争の現状と到達点を確認するとともに、控訴審勝利・早期全面解決に向けての当面の方針等を満場一致で確認しました。また、日航には解雇撤回を、裁判所には公正判決を、そして政府には早期解決に向けた指導を求める総会決議を満場の拍手で採択。決議は翌18日、裁判所への要請行動で提出されました。

勝利判決・早期解決に向けて奮闘を

中部全労協青柳議長の開会宣言・開会のあいさつで総会は開会。JAL 不当解雇撤回国民共闘より全国港湾糸



(写真右)より挨拶する糸谷全国港湾委員長、青柳中部全労協議長、橋口千代田区労協事務局次長、今村弁護士

谷 欽一郎委員長(共同代表)が挨拶。糸谷委員長は、「CCUと全国港湾はITF(国際運輸労連)で交流しともに運動してきた」「人員削減、そして整理解雇へと

向かうJALの動きをみて、こんな解雇を許したら労働者の権利は守れないと、国民共闘結成の呼びかけに加わり、解雇される直前の12月27日に国民共闘を立ち上げた」等と述べ、全国港湾が支援を決意し国民共闘立ち上げにかかわってきた経緯を紹介し、勝利判決獲得・争議の早期全面解決に向けての一層の奮闘を呼びかけました。

控訴審で立証 解雇必要なかった

裁判闘争の経過は今村弁護士(写真)が報告。今村弁護士は控訴審で新たに立証・主張した特徴点として以下の4点を強調しました。



①解雇強行時点で更生計画が打ち出した人員削減計画を完遂し目標を超過達成していたことを会社資料により立証した。

②目標を超過達成していたのに解雇を強行したのは、当該単組や産別の

中心的活動家の排除を意図した不当労働行為であること。

③解雇の回避努力を約束しながら反故にしたこと、不当な退職勧奨、スト権投票への介入、労組提案のワークシェアの無視、さらには人員削減目標達成という事実の隠ぺい等々は、重大な信義則の違反であること。

④更生手続き下にあるからとして整理解雇は有効とした地裁の判断は誤りであることを、倒産法の研究者や更生管財人経験者などの意見書で明らかにしたこと。

闘いは今が山場、必ず勝利を！

橋口事務局長は、中部共闘として、国民共闘が呼びかける毎月の駅頭宣伝やJAL本社前行動、原告団主催の銀座デモ等に取り組むとともに、中部共闘独自の取り組みとして、京セラ東京本社への要請行動、連帯するタベなどを開催してきたこと。また千代田総行動など中部地区の行動にJAL争議支援も取り入れと、取り組みを進めてきたことなど、運動の経過を報告。そして、今後の取り組み日程を紹介するとともに、闘いは今が山場、一層の結集で必ず勝利を！呼びかけました。

勝つまで頑張ります！と原告

総会に参加した4名の原告——乗員から山口原告団長、客乗から石賀、小森、徳田の3氏——が登壇。みなさんに支えられここまで来た。勝つまで頑張ると決意表明。千代田区労連宮地事務局次長の提案で決議文(裏面参照)を採択。小林千代田区労協議長が「JAL不当解雇撤回めざし中部共闘も引き続き頑張る」と閉会の挨拶し、団結ガンバロウをみんなで唱和しました。



JAL 不当解雇撤回闘争支援決議

2010年12月31日の不当解雇から間もなく3年。われわれはあの寒空に放り出された165人のJALの仲間たちのことを断じて忘れない。不当解雇撤回を求めるたたかいは、2012年3月の東京地裁の不当判決をはね返すため、現在、東京高裁の場に移っている。

控訴審では地裁の不当判決の誤りを正し、この解雇が「整理解雇4要件」を踏みにじり、労働組合潰しを狙った不当労働行為であることを明らかにしてきた。また、整理解雇の必要性は経営的にも全くなかったことを、会社資料に基づいて立証した。控訴審は、客室乗務員が12月24日、パイロットは12月26日に結審を迎え、年度内には判決となる見込みで重要段階を迎えている。

さらにILOからは2013年10月31日、第2次勧告も出され海を越えてこの解雇の不当性が浮き彫りになっている。

JAL 闘争支援東京中部共闘は2012年3月8日に結成以来、裁判勝利、早期解決をめざし、原告団、国民支援共闘と連携し、有楽町マリオン前宣伝行動、JAL 本社前宣伝行動などに積極的に参加し支援してきた。そのたたかいは、間違いなく経営側を追い詰めている。

JAL 労働者の不当解雇撤回の闘いは「首切り自由な社会を許さない」たたかいであり、同時に利用者国民が願う「安全と公共性重視」の日本航空の真の再建をめざすたたかいでもある。われわれは改めてそのことを確認し、闘争支援を強める。

JAL 闘争支援東京中部共闘はきょう、第2回総会を開催しJAL 闘争の早期全面解決をめざし、全力を上げてたたかう事を確認し、以下の通り決議する。

- 一、東京高等裁判所に対し、証拠を吟味し、整理解雇法理に基づいて、正義にかなう公正な判断を示すよう強く要請する。
- 一、日本航空に対し、不当解雇を撤回し、直ちに被解雇者全員を職場復帰させること、露骨な利益第一主義の経営を改め、安全再優先の経営を行うこと、そして労働組合敵視の不当な労務政策を改めることを求める。
- 一、政府に対して、ILOの勧告を踏まえ、日本航空に対して安全優先の経営と不当解雇撤回・早期全面解決に向けた有効な手立てを講じることを要求する。

2013年12月17日

JAL 闘争支援東京中部共闘第2回総会

総会決議を提出し、公正な判断を要請

12月18日、JAL 中部共闘は17日の総会決議を携え、原告団とともに東京高裁への要請行動を実施しました。要請行動には椎葉中央区労協議長、水久保千代田区労協事務局長、橋口千代田区労協幹事、そして客乗原告団か

ら石賀・徳田さんが参加。決議文を提出するとともに、「人員削減目標を達成していたこと、解雇が組合の弱体化をねらった不当労働行為であったことが立証された」と述べ、公正な判断を下すよう要請しました。

JAL 不当労働行為事件(行訴) いよいよ証人尋問へ

「争議権を確立したら3,500億円の出資はしない」「これは支援機構の決定である」この発言は、整理解雇撤回を求めてCCUと乗員組合の争議権投票に対する管財人代理の介入発言です。当然、都労委は不当労働行為と認定しました。JALはこの命令の取り消しを求めて中臆ではなく東京地裁で行政訴訟を起こしました。この裁判もいよいよ山場。1月には下記の通り証人尋問が行われます。当日は大法廷を押さえました。多数の支援傍聴をお願いします。

1月16日 東京地裁 103号大法廷

- 12:00~12:40 宣伝行動
- 13:10~17:00 口頭弁論の傍聴
- 17:30~ 報告集会

1月23日 東京地裁 103号大法廷

- 12:00~12:40 宣伝行動
- 13:10~17:00 口頭弁論の傍聴
- 17:30~ 報告集会